

京都市立芸術大学大学院修士課程の前期修了に関する規程
(平成27年7月31日理事長決定)
(令和8年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第163条、京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条及び第32条に基づき、大学院研究科修士課程の前期修了の認定に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 学生は、前期終了時に大学院学則第32条に定める修了の要件を満たした場合、前期の末日に修了できるものとする。ただし、2年次の年度末までに、必修科目の単位をすべて修得した学生に限る。

(届出義務及び期間)

第3条 前条ただし書きに該当する学生で前期修了を希望する者は、事務局が定める期間内に、前期修了願（別紙様式）により届け出なければならない。

2 前項に定める届出は、4月の履修登録時等に履修に係る指導を受けたうえで行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

京都市立芸術大学長 様

本人 _____ 印

正保証人 _____ 印

前 期 修 了 願

_____ 研究科

_____ 専攻 (_____) _____ 回生

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、今年度前期に修了単位を取得見込みであり、修了を希望しますので、
認定してくださるようお願いいたします。

記

1 既取得単位数 _____ 単位

2 修了要件に不足する分野及び単位数

分野名	単位数

3 今年度前期に履修する科目及び単位数単位

授業名	単位数

4 1 及び 3 の合計単位数（修了単位数）単位